（新規受付中止商品）予 約 型 ロ ー ン 【クリエイト２１】

2025 年 4 月 1 日現在

| | |
|---|---|
| 1. 資 金 使 途 | ・自家用自動車等の購入資金および関連諸費用<br>・教育に関する費用<br>・自己居住用住宅資金および付随費用<br>・冠婚葬祭関係資金<br>・育児関連資金<br>・介護・医療資金<br>・自己再開発資金 |
| 2. 貸 出 形 式 | ・当座貸越 |
| 3. 貸越極度額 | ・10 万円以上 500 万円以内、10 万円単位 |
| 4. 貸 越 金 額 | ・1 円単位（2014 年 1 月 4 日以降のご利用分から 1 万円単位） |
| 5. 取 引 期 間 | ・契約日より 1 年（その後 1 年ごとの自動更新） |
| 6. 借 入 資 格 | ・次のすべての条件を満たす方<br>① 未成年者（満 18 歳以上を除く）、制限行為能力者または住所不定者でないこと<br>② 安定継続した家計年収が 150 万円以上であること<br>③ 申込日現在の年齢が満 65 歳未満であること<br>④ 保証機関の保証を受けられること |
| 7. 貸 出 金 利<br>(1)利 率<br><br>(2)利息の計算方法<br><br>(3)利率の見直し | <br>・当金庫所定の利率を適用します。（変動金利）<br><br>・定例返済日の更新後貸越残高および入出金取引の都度、対象元金に対し付利単位を 100 円、1 年を 365 日とする日割で計算します。<br><br>・年 4 回、3 カ月に 1 度、マイプラン貸出基準金利を基準金利として利率の見直しを行います。<br>・優遇利率を適用した場合には、当金庫の定めにより、当該優遇利率の変更または適用を中止することがあります。<br>・利率が変更された場合、店頭掲示または書面により通知します。 |
| 8. 返 済 方 式 | ・元利定額リボルビングによる毎月返済または一時金増額併用返済<br>元利定額リボルビングとは、残高に関わらずあらかじめ定められた一定額を返済する方式をいいます。<br>毎月１回返済を行う「毎月返済」、「毎月返済」に加えて半年ごとに増額して返済を行う「一時金増額併用返済」があります。<br>・定例返済額は、原則として別表「クリエイト２１返済額テーブル表」にもとづく金額とし、定例返済・随時返済によって残高が変動しても見直しは行ないません。 |
| 9. 保 証 | ・(一社)日本労働者信用基金協会 |
| 10. 保 証 料 等<br>(1)保証料<br><br>(2)手数料 | <br>・保証料は当金庫が負担いたします。<br><br>・手数料不要 |
| 11. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ | ・ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。<br>【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】0120-86-3760<br>受付時間 平日 午前 9 時～午後 6 時<br>（土日祝日・振替休日・12 月 31 日～1 月 3 日は休業） |

| | |
|---|---|
| | なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。<br>ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp |
| 12.第三者機関に問題解決を相談したい場合 | ・弁護士会の「仲裁センター」にご相談いただくためのご紹介もいたします。<br>なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。<br>【窓口：(一社) 全国労働金庫協会　ろうきん相談所】0120-177-288<br>受付時間　　平日　　午前9時～午後5時<br>【仲裁センター】東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031、第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588、第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249<br>※　仲裁センターご利用にあたっての詳細についても、上記のフリーダイヤルにお問合わせいただくか、当金庫のホームページをご覧ください。<br>ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp |
| 13. その他 | ・クリエイト21の新規契約は、2011年3月31日（木）をもって終了しております。<br>なお、現在ご契約いただいている方につきましては、引き続き貸越利用できます。<br>・クリエイト21とそなＹＥＬＬの重複契約はできません。 |

ろうきん

※　金利情報・教育施設の範囲については、窓口にお問い合わせください。

別表「クリエイト２１返済額テーブル表」

| 貸越極度額 | 毎月返済 | 一時金増額併用返済 | |
|---|---|---|---|
| | 月例返済金額 | 月例返済金額 | 増額返済金額 |
| 10 万円以上 30 万円以下 | 4,000 円 | 3,000 円 | 6,000 円 |
| 30 万円超　50 万円以下 | 7,000 円 | 5,000 円 | 9,000 円 |
| 50 万円超　70 万円以下 | 10,000 円 | 7,000 円 | 13,000 円 |
| 70 万円超　100 万円以下 | 13,000 円 | 10,000 円 | 18,000 円 |
| 100 万円超 150 万円以下 | 20,000 円 | 15,000 円 | 27,000 円 |
| 150 万円超 200 万円以下 | 26,000 円 | 20,000 円 | 36,000 円 |
| 200 万円超 250 万円以下 | 33,000 円 | 25,000 円 | 45,000 円 |
| 250 万円超 300 万円以下 | 39,000 円 | 30,000 円 | 53,000 円 |
| 300 万円超 350 万円以下 | 46,000 円 | 35,000 円 | 62,000 円 |
| 350 万円超 400 万円以下 | 52,000 円 | 40,000 円 | 71,000 円 |
| 400 万円超 450 万円以下 | 59,000 円 | 45,000 円 | 80,000 円 |
| 450 万円超 500 万円以下 | 65,000 円 | 50,000 円 | 89,000 円 |

※　年間の返済金額を下回らない範囲で、「テーブル表」と異なる設定ができます（千円単位）。
　　ただし、一時金増額併用返済の場合は「月例返済金額×12≧増額返済金額×2」としていただきます。

※　増額月の返済金額は、「月例返済金額＋増額返済金額」となります。